

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付（移送費）及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社が施工するB市に所在していたC自動車道D橋（鋼上部工）工事現場において、とび工として業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、地組架台の組替作業中、受傷した。

請求人は、同日、E医療センターに受診し「右脛骨高原骨折、右大腿骨骨幹部難治性開放骨折、左小指挫創」（以下「本件傷病」という。）と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。

その後、請求人は、治ゆ後も療養及び休業が必要であったとして、監督署長に療養補償給付（移送費）及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、治ゆ日後の請求であるとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、治ゆ後、障害が残存しているとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、障害等級第11級と認定され、同等級に応ずる給付を受けている。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が平成○年○月○日をもって治ゆ（症状固定）したとして、同年○月○日以降の期間に係る療養補償給付（移送費）及び休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人の本件傷病は症状固定ではなく、その症状は安定しておらず、その後も治療継続が必要である旨主張している。

(2) この点について、A医師は、平成○年○月○日付け障害補償給付支給請求書裏面の診断書において、「治ゆ年月日：平成○年○月○日」、「手術的加療の後、治ゆとなる」と記載している。また、同医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「骨ゆ合が認められ平成○年○月○日付けにて症状固定と考える。」、「右大腿痛、右膝関節痛残存しており慢性疼痛の状態。慢性疼痛に対する治療は必要な状態。アフターケアが好ましいと考える。」旨述べ、平成○年○月○日付け意見書においても、「骨ゆ合が認められ、平成○年○月○日症状固定」旨述べ、さらに、同年○月○日付け意見書において、「骨ゆ合認め、関節可動域も保たれており、症状固定と考えるが、慢性疼痛が持続しており、そのため、休業に至っている。」、「慢性疼痛の緩解予測は困難と考える」旨述べている。

(3) 上記のとおり、F医師は、診断書及びいずれの意見書においても、一貫して、請求人の本件傷病は平成○年○月○日に治ゆしているとし、また、本件傷病部位については慢性症状である疼痛が残存し持続している旨述べているところ、当審査会としても、本件における医証を含む一切の資料を精査するも、同医師の上記意見は妥当であり、決定書第2の2の(2)に説示するとおり、請求人の

本件傷病は、同日をもって治ゆ（症状固定）となったものと判断する。

(4) 請求人は、平成〇年〇月〇日付け意見書（N〇1及びN〇2）において、F医師作成の同年〇月〇日付け証明書及び同年〇月〇日付け診断書を根拠に、請求人の本件傷病は治ゆすることなく、治療を要する状態にある旨主張するが、上記(2)のとおり、同医師は一貫して治ゆ（症状固定）している旨の医学的見解を述べているところであり、請求人が根拠とする同診断書により、従来 of 判断を覆す具体的な医学的所見が示されているとは認められないものであり、請求人の主張は認められない。

(5) なお、請求人は本件再審査請求と同時に、請求人に残存する障害に係る障害等級の判断についても不服であるとして再審査を請求しているが、障害等級の判断は、請求人の本件傷病が治ゆ（症状固定）していることを前提として行われるものであり、既に障害補償給付を受給している事実において、症状固定の状態を自認しているものであることを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日以降の療養補償給付（移送費）及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。